

児童扶養手当のしおり

児童扶養手当制度

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とし、支給される手当です。

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父又は母、父母にかわってその児童を養育している人です。

なお、児童が、身体または精神に中程度以上の障害を有する場合は、児童が20歳に到達するその月まで手当を受けることができます。

- (1) 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が重度の障害（障害年金の等級1級又は身体障害者手帳の1級及び2級程度がほぼ該当する。）にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母又は父が婚姻によらないで生まれた児童
- (9) 父母とも不明である児童

次のような場合は、手当を受けることができません。

- (1) 児童の住所が日本国内にないとき
- (2) 児童が児童入所施設又は里親に委託されているとき
- (3) 児童が父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父又は母の障害を除く）
- (4) 父母又は養育者の住所が日本国内にないとき

ご注意ください！公的年金と児童扶養手当

受給者本人や児童、配偶者が公的年金を受給している場合、年金額に応じて児童扶養手当額の全部または一部が支給停止になります。児童扶養手当を受給中に公的年金を受給することになった場合、過払いとなった手当を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

2 認定請求に必要なもの

- (1) 父又は母親（又は養育者）・子どもの記載されている戸籍謄本（別々でも可）
 - ※ 受給資格が離婚により発生する方は、離婚日が記載されている必要があります。されていない場合は、記載されている戸籍謄本も必要です。
 - ※ 外国人の離婚の場合
領事館、大使館、または本国の裁判所等で発行される離婚証明、独身証明等が必要です。（翻訳したものも必要です。）
- (2) 振込みを希望される金融機関の通帳
 - ※ 発行金融機関・店名が記載されたところをコピーして提出してください。コピーがない場合は、市窓口でコピーをさせていただきます。
- (3) 年金手帳
 - ※ 公的年金を受給している場合は、年金証書など直近の年金額を証明するもの。
- (4) アパート・借家等の場合は契約書のコピー
- (5) 請求者・対象児童・扶養義務者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（※1）および請求者の本人確認のできる書類（※2）
 - ※1）個人番号カード、個人番号の通知カード、個人番号記載の住民票など
 - ※2）運転免許証、パスポート、写真付身分証明書、障害者手帳、在留カードなど
 - ※2を提示できない場合は下記の書類のうち2つが必要です。
健康保険証、住民基本台帳カード、年金証書、年金手帳、特別児童扶養手当証書など
- (6) 所得課税証明書（マイナンバーの提供により添付を省略できます。）
 - ※ 証明書の交付申請時には身分の確認できるもの（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）が必要です。
 - ※ なお、有効期限が満了しているものは、確認資料として使用することはできません。

注意事項 受給資格の発生理由により、このほかにも必要な書類を提出していただく場合があります。

なお、原則として、前夫(前妻)が同住所地の場合や前夫(前妻)の扶養に入っている場合、また、事実婚の状態である場合等は受付できません。受け付けても児童扶養手当の受給資格は発生しません。

※児童扶養手当の認定を受けても、所得により手当が全額支給停止になる場合があります。

3 手当の支払

手当は、認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、1月、3月、5月、7月、9月、11月（各月11日、11日が土・日曜日又は祝日の場合は前日）に、支払月の前月までの分が、受給者の指定した金融機関の口座に振込まれます。

4 手当の額

手当月額		
対象児童	全部支給	一部支給（所得に応じて10円刻み）
1人目	42,910円	42,900円から10,120円
2人目	10,140円	10,130円から 5,070円
3人目以降（1人につき）	6,080円	6,070円から 3,040円

受給者の前年の所得により、翌年の10月までの手当額を決定します。具体的には次の算式により計算します。

1人目：手当額＝42,900円－（受給者の所得額－所得制限限度額）×0.0229231

2人目：手当額＝10,130円－（受給者の所得額－所得制限限度額）×0.0035385

3人目以降：手当額＝6,070円－（受給者の所得額－所得制限限度額）×0.0021189

※10円未満は四捨五入

なお、本人や扶養義務者等（同居している請求者の父母兄弟姉妹等）の所得により全額支給停止になる場合があります。

所得制限限度額表

区分	本人		配偶者	
	父、母又は養育者		孤児等の養育者	扶養義務者
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	所得制限限度額	所得制限限度額
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円	4,260,000円

※所得額は給与所得者の場合、給与所得控除後の額です。

※受給資格者が父又は母の場合、養育費の8割相当額を加算した額が所得額になります。

※扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める者（直系血族及び兄弟姉妹）です

※所得申告で、扶養親族として申告されている16歳未満の方も扶養親族等の数に含まれます。

所得から差し引かれる諸控除

控除項目	控除額
老人扶養親族	100,000 円
老人控除対象配偶者	100,000 円
特定扶養親族及び控除対象扶養親族	150,000 円
特別障害者控除	400,000 円
障害者控除	270,000 円
勤労学生控除	270,000 円
寡婦(夫)控除	270,000 円
特別寡婦控除	350,000 円
雑損控除	控除相当額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金控除	
配偶者特別控除	
定額の控除	80,000 円

※配偶者・扶養義務者に老人扶養親族がある場合、60,000 円が控除されます。(扶養親族が2人以上あり、うち老人扶養親族がある場合、老人1人につき60,000 円)(扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき60,000 円)

※「老人控除対象配偶者」・「特定扶養親族及び控除対象扶養親族」は、父、母又は養育者のみ適用されます。

※「控除対象扶養親族」とは、前年の12月31日時点で16歳以上19歳未満で一定の要件を満たした方をいいます。

※「寡婦(夫)控除」・「特別寡婦控除」は、養育者・扶養義務者・孤児等の養育者のみ適用されます。

※「定額の控除」とは、社会保険料の相当額として一律に8万円が受給資格者の所得額から控除されます。

5 手当の一部支給停止

父又は母である受給資格者に対する手当は、手当の支給要件に該当した月の初日から7年を経過したとき、又は、支給開始月の初日から5年を経過したときは、手当の額が2分の1になります。

ただし、以下のような適用除外事由に該当した場合は、届出書等の提出により、一部支給停止されない場合があります。

【適用除外事由の例】

- ・受給者自身が働いている場合や求職活動をしている場合
- ・受給者が障害を有している場合や病気やケガで働くことができない場合
- ・受給者の親族が障害や病気などで、受給者が介護しなければならない場合

【適用除外の手続方法】

対象となる方へは、「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」等を送付しますので、お知らせをお読みになって、必要な手続を行ってください。

なお、毎年8月に行われる現況届の際に適用除外届の手続も必要となります。

6 手当の額が改定される場合

手当受給中に次にあげる事由が生じた場合は手当の額が改定されます。

- (1) 対象児童が増えたとき…手当額改定請求書を出していただくことにより、請求の翌月から手当が増額されます。
- (2) 対象児童が減ったとき…手当額改定届を出していただくことにより、事実があった日の翌月から手当が減額されます。
- (3) 公的年金を受給することになったとき、公的年金の金額が改定されたとき。…公的年金等給付受給届を、必ず提出してください。児童扶養手当を受給中に公的年金を受給することになった場合、過払いとなった児童扶養手当を返還していただくことがあります。

7 手当を受けている方の届け出

次のような届け出をしていただくことになっています。忘れずに届け出てください。届け出がない場合、手当の支給を一時停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 現況届…毎年8月1日から8月31日までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届がないと、11月以降の手当が受けられません。なお、2年間届けをしないと、手当を受給する資格がなくなります。
- (2) 受給資格喪失届…受給資格がなくなったときに出します。
- (3) 受給者死亡届…受給者が死亡したときは、法律上の届け出義務者が出します。
- (4) 変更届…それぞれ（氏名・住所・支払金融機関など）を変更しようとするときに出します。
- (5) 証書亡失届…手当証書をなくしたときに出します。
- (6) 証書再交付申請書…手当証書を破損したり、汚したりしたときに出します。
- (7) 公的年金等給付受給届…公的年金の金額が改定されたときに提出してください。

8 受給資格がなくなる場合

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、すぐに届け出てください。

※ 受給資格がなくなったにもかかわらず、届出をせずに手当を受給した場合、全額返還しなければなりません。

- (1) 手当を受けている母又は父が婚姻したとき
（法律上の婚姻だけでなく、内縁関係や生計を共にしたときも含まれます）
- (2) 遺棄していた父から連絡・訪問・送金があったとき

- (3) 刑務所に拘禁されている父が、出所したとき（仮出所も含まれます）
- (4) 児童が受給者でない父又は母と生計を共にするようになったとき
- (5) 児童が施設に入所したとき
- (6) 父又は養育者が児童と別居するようになったとき
- (7) 母又は父が児童を監護しなくなったとき
- (8) 児童が死亡したとき
- (9) このほか、認定時の支給要件に該当しなくなったとき
（遺棄から離婚、拘禁から離婚など）

9 その他の手続き

該当する場合は、早急に申請してください。

◎ 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している方に支給されます。児童手当の申請を忘れずにしてください。なお、前夫（前妻）等が手当を受けている場合は、受給事由消滅届を行ってから申請してください。

◎ 一人親家庭の医療費助成制度

児童扶養手当の資格がある人は、おおむね一人親家庭の医療費助成制度が対象になります。申請方法など詳しいことは、保険医療助成課 福祉医療費担当（市本庁舎1階5番窓口）へ

※ 児童手当、一人親家庭の医療費助成制度においても所得制限があります。

問い合わせ先 津市健康福祉部こども支援課

こども支援担当

059-229-3155